

## 宮崎市福祉有償運送運営協議会協議指針

### 1 目的

本指針は、公共交通機関の利用による移動が困難な者を対象としたNPO等によるボランティア輸送としての有償運送（国土交通省令（昭和26年運輸省令第75号）第51条に規定する福祉有償運送、以下「福祉有償運送」という。）に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条による登録（以下「79条登録」という。）に先立ち必要とされる、宮崎市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることにより、登録申請団体からの協議を円滑に行うことを目的とする。

### 2 運送主体

福祉有償運送を実施しようとする団体（以下「運送主体」という。）は、特定非営利活動法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会のいずれかであり、福祉有償運送を行うことが、法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないことを要するものとする。

### 3 運送の対象

#### (1) 福祉有償運送の対象者

福祉有償運送の対象者は、単独での移動が困難かつ単独では公共交通機関を利用することが困難である者のうち、会員として登録された以下に掲げるいずれかに該当する者及びその付添人（付添人については、登録会員と同乗する場合に限る。）とする。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき「要介護3」以上の認定を受けている者。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている者。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている者。

エ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づき療育手帳の交付を受けている者。

オ 上記アからエに該当しない者のうち、単独での移動が困難であって、単独では公共交通機関を利用することが困難と協議会が認める者。ただし、要支援・要介護認定を受けている者又は身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している者に限る。

#### (2) 運送の形態等

福祉有償運送の発地又は着地のいずれかが宮崎市内にあることを要するものとする。

運送主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者であることの実態、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

## 4 使用車両

### (1) 福祉有償運送の使用車両

福祉有償運送にあつては、次の設備を有する車両（乗車定員 11 人未満の自動車であつて、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）を使用するものとする。

ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

イ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であつてスロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

オ セダン等（付添人の同乗が必要な者で、かつ協議会が認める者の利用に限る。）：貨物運送の用に供する自動車を除く

### (2) 使用権原

使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

ア 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

イ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

ウ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

### (3) 車両の表示等

運送主体は、福祉有償運送を行う場合には、その福祉有償運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

なお、文字は横書きし、各文字の大きさは縦横それぞれ 50 ミリメートル以上とする。

ア 名称

イ 「福祉有償運送車両」の文字

ウ 登録番号

また、運送主体においては、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

## 5 運転者

運転者は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者、又は同法第一種免許取得から 3 年以上経過し、かつ、その効

力が過去2年間停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければならない。

#### (1) 運転者の要件

ア 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること

イ アに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

#### (2) セダン等の車両を運転する場合の要件

上記の要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させるか、又は同様の要件を備える者を乗務させなければならない。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する介護福祉士の登録を受けていること

イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること

ウ イに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

また、運送主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。

### 6 損害賠償措置

福祉有償運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があることとする。

### 7 福祉有償運送の対価

福祉有償運送の対価（以下「利用料金」という。）については、営利に至らない範囲において設定する。ただし、運送の対価については、宮崎市における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1の範囲内とする。

### 8 管理運営体制

運送主体においては、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されている等、以下の事項に適合することを要するものとする。

(1) 運送主体において、運行管理に係る責任者が選任されており、組織体制が整っていること、点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること。

(2) 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。

(3) 運送主体において、事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること。

(4) 運送主体において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応に係る責任者が明確であること。

(5) 運送主体において、利用者からの苦情に対し適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確であること。

(6) 運送主体において、事故等が発生した時にはただちに協議会に報告すること。

## 9 法令遵守

79条登録を受けようとする者（運送主体の役員）が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないことを要する。

## 10 協議結果

協議会は、79条登録の申請に先立つ協議の結果について、当該申請運送主体に書面により通知するものとする。

## 11 登録後の指導

運送主体は、登録後、毎年4月20日までに前年度の実績報告書（様式第1号）、最新の会員登録簿（様式第2号）、当該期間の運行状況（様式第3号）、研修、講習等の実施状況（様式第4号）、実施上の変更等（様式第5号）について協議会に書面で報告することとする。この場合において、協議会は必要に応じ運送主体に対し説明を求め、実地調査を行うことができる。

なお、実施上の変更に係る具体的な取扱いについては、別紙に定めるとおりとする。

## 12 その他

会長は、協議会の円滑な運営のため、本指針に定める事項に変更の必要が生じたときは、協議会に諮り変更を行うことができる。

### 附 則

この指針は、平成18年7月4日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成19年9月19日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成24年5月14日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成25年7月26日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成26年6月24日から施行する。